

BUNさんと廃棄物処理法に挑戦しよう！



現実の社会では、事業所からは産業廃棄物だけでなく、一般廃棄物も排出されているということで一般廃棄物についての問題に取り組んでいます。では、先月の問題を確認。

宿題Q、次のうち、一般廃棄物の再委託について正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物収集運搬業者は一般廃棄物の収集もしくは運搬又は処分を、一般廃棄物処分業者は一般廃棄物の処分を、それぞれ他人に委託してはならない。
- (2) あらかじめ、事業者に対して当該事業者から受託した一般廃棄物の再受託者の氏名又は名称を明らかにし、当該委託について当該事業者の書面による承諾を受けていること。
- (3) 再受託者に当該一般廃棄物を引き渡す際には、その受託に係る契約書に記載されている事項を記載した文書を再受託者に交付すること。
- (4) 一般廃棄物の運搬にあつては、他人の一般廃棄物の運搬を業として行うことができる者であつて委託しようとする一般廃棄物の運搬がその事業の範囲に含まれるものに委託すること。
- (5) 再委託を承諾したときは、承諾書面の写しをその承諾をした日から5年間保存すること。

【解説】

法第7条第14項の規定により、一般廃棄物の再委託は例外なく禁止されている。そのため、(2)～(5)のような産業廃棄物の再委託の際の規定は設けられていない。

なお、平成27年の災害廃棄物関連の改正により、省令第2条第13号として環境大臣から委託を受けた者の委託について許可不要とする規定ができた。

正解 (1)

この問題も、なにも勉強していない人よりも、むしろ、産業廃棄物について勉強している人の方が迷われたのではないのでしょうか。産業廃棄物についても再委託は「原則禁止」なのですが、手続きを行えば一回だけは再委託が可能です。再々委託は例外なく禁止ですが、一般廃棄物について再委託の規定が無く、よって、再委託は禁止です。

なお、解説では「一般廃棄物の再委託は例外なく禁止されている」と書いていて、まあ、大抵の場合、大抵の人にとってはそのように覚えていただいているのですが、極めて特殊な規定があります。

それは「災害」です。災害廃棄物は「事業活動を伴わず」発生することから、廃棄物処理法の規定上は一般廃棄物となってしまいます。しかし、災害廃棄物は平常時の一般廃棄物とは時間、量、質ともに大きく異なっていて、平常時の体制では対応が困難になってしまうことも多々あります。そのため、近年の法改正では災害時の一般廃棄物については、平時とは違った形での「再委託」が認められるようになってきています。

市町村→環境大臣へ委託→処理業者へ再委託、といった特殊な形態です。

～廃棄物処理問題～

せっかく、一般廃棄物の話題になっていますので、それでは一般廃棄物処理業に関する基本的なことを問題としてみましょ。う。

Q、一般廃棄物の収集運搬業に関する記述として、正しいものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の許可を受けなければならない。
- (2) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の許可を受けなければならない。
- (3) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の許可を受けなければならないが、当該業を行おうとする都道府県知事の産業廃棄物収集運搬業の許可を受けていれば、改めて市町村長の許可を受ける必要はない。
- (4) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする都道府県知事の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。
- (5) 一般廃棄物の収集運搬業を行おうとする市町村長の処分業の許可を受けていれば、改めて収集運搬業の許可を受ける必要はない。

【解説】

法第7条では、「一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（運搬のみを業として行う場合にあつては、一般廃棄物の積卸しを行う区域に限る。）を管轄する市町村長の許可を受けなければならない。」としている。

したがって、(2)が正しい。

たとえ産業廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可を有していたとしても、一般廃棄物を扱う場合は、市町村長から一般廃棄物処理業（収集運搬業・処分業）の許可を受けなければならない。また、収集運搬業の許可と処分業の許可はそれぞれ別に受ける必要がある。

なお、法第7条では、自らその一般廃棄物を運搬（又は処分）する事業者や環境省令で定める者など、許可が必要ない者についても規定している。

正解（2）

会員さんにとっては常識問題であったと思います。しかし、不用品回収業者などは産業廃棄物処理業の許可しか持たず、家庭からの不用品を回収したことから、廃棄物処理法違反として、折角取っていた産業廃棄物処理業の許可を取り消されたという事案が結構あります。今回の宿題は一廃、産廃両方にかかわる問題としましょう。



宿題Q

次のうち、廃棄物処理法に規定する許可の有効期間について誤っているものはどれか。

- (1) 一般廃棄物の収集運搬業の許可は2年間である。
- (2) 優良性の評価を受けていない産業廃棄物の収集運搬業の許可は5年間である。
- (3) 特別管理産業廃棄物の処分業の許可は3年間である。
- (4) 一般廃棄物処理施設設置許可は永年である。
- (5) 産業廃棄物処理施設設置許可は永年である。

※問題、解説は拙著「廃棄物処理法問題集」からの転載です。